

## 年金額

## 概要

## 年金額、年金総額

## 〔年金額〕

年金の給付水準は、厚生年金については、現役の賃金の一定割合を保障するという考え方に、基礎年金については、高齢期の基礎的な生活を支えるという考え方にたって設定されている。

## 〔年金総額〕

年金総額は、平成19年度末で、国民年金が16兆5,637億円、厚生年金で24兆4,254億円であり、どちらの制度においても老齢年金総額の占める割合が高くなってきている。

## 詳細データ①

## 制度改正に伴う年金額の推移

〔国民年金〕

	平成6年改正	平成12年改正	平成16年度 (4月からの実際の額)	平成16年改正 (平成16年10月)
老齢基礎年金	65,000円	67,017円	66,208円	65,075円
障害基礎年金(1級)	81,250円	83,775円	82,758円	81,342円
障害基礎年金(2級)	65,000円	67,017円	66,208円	65,075円
遺族基礎年金(子1人)	83,700円	86,300円	85,258円	83,800円
老齢福祉年金	33,300円	34,333円	33,925円	33,342円

〔標準的な年金受給世帯の年金額(夫婦の基礎年金+夫の厚生年金)〕

	平成6年改正	平成12年改正	平成16年改正 (4月からの実際の額)	平成16年改正 (平成16年10月)
標準的な年金額 (制度成熟時)	230,983円	238,125円	233,299円	230,700円

## 詳細データ②

## 平成21年度の年金額

- 1月30日、総務省より、平成20年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比変動率が1.4%となった旨発表された。
- 一方、名目手取り賃金変動率(平成17年度から平成19年度の実質賃金変動率等を基に算出)が0.9%となった。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がプラスとなる場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められている。
- ただし、上記により改定された本来の年金額よりも現在支給されている物価スライド特例水準の年金額のほうが高いため、平成21年度の年金額は、平成20年度と同額となる。

※平成12年度から14年度のマイナス物価スライドを据え置いていることから、現在の年金額は、本来水準よりも高い水準の年金額(物価スライド特例水準の年金額)となっている。

法律上、この特例水準の解消等を行った上で、実際の改定が行われることになる。

《平成21年度の年金額》

(月額)

	平成20年度	平成21年度
国民年金 [老齢基礎年金:1人分]	66,008円	66,008円
国民年金 [老齢基礎年金:夫婦2人分]	132,016円	132,016円
厚生年金 [夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額]	232,592円	232,592円

(※) 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

(注) 平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整については、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分(1.7%)が解消された後に開始されることとされており、平成21年度においては行われない。